

教員と企業の接点創出・交流事業業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

教員と企業が直接交流する機会を提供し、市内企業の新たな採用接点の創出に繋げる。また、企業が若年層の職業観や価値観に直接触れる場を設計し、採用・育成における意識の変革を促すことで、市内企業の採用力強化を図ることを目的とする。

2 契約の概要

主な概要は以下のとおりとし、詳細については別紙「仕様書」のとおりとする。

(1) 業務項目

- ア 教員と企業の交流プログラムの企画・運営業務
- イ 職業体験・実践型プログラムの企画・運営業務
- ウ 教員向けプログラムの企画・運営業務
- エ 参加者募集及び事業周知、効果測定に関する業務

(2) 業務実施期間

- ア 委託期間の開始日から令和9年3月26日までとする。
- イ 契約は単年度毎に締結するが、業績が良好の場合は令和9年度まで随意契約ができるものとする。業績が良好かどうかは運営評価等で判断する。ただし、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

3 提案限度額

5,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は共同企業体（以下「JV」という）とする。

- (1) 単独企業として本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

| | |
|---------------------------------|---|
| 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 法務局で発行 |
| 納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明） | 「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 |
| 納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明） | 「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書 |
| 納税証明書（豊田市税）※ | 証明の種類は「完納証明」 |

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税

(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

イ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

キ 令和2年4月以降、官民間わず発注の業務で元請として1件当たり税込金額300万円以上の以下のいずれかの業務の履行実績を有する者であること。

『高等教育関係者又は若年層(大学生・高校生)と企業担当者との接点創出事業の企画・運営業務』

『高等教育関係者向け地元企業PR事業の企画・運営業務』

『若年層(大学生・高校生)向け就労キャリア支援プログラムの企画・運営業務』

(2) JVとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

ア 代表構成員は、4.(1)ア~キをすべて満たすこと。

イ 全ての構成員は、4.(1)ア~カをすべて満たすこと。

(3) 参加における制限は以下とする。

ア 応募者からの応募は1点のみとする。

イ 応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

ウ 応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※上記ア~ウの制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

| | |
|----------|----------------------------------|
| 3月30日(月) | 方式の決定 |
| 3月31日(火) | 事業実施の公告及び公表並びに公募の開始、業務説明資料等の交付開始 |
| 4月13日(月) | 参加表明書の受付期限・質問の受付期限 |

| | |
|-------------|--------------------------|
| 4月14日(火) | 参加資格確認通知書の送付 |
| 4月17日(金) | 質問の回答期限 |
| 4月24日(金) 正午 | 提案書等の提出期限 |
| 5月14日(木) | ヒアリング実施及び選考委員会開催 |
| 5月15日(金) | 選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始 |
| 6月1日(月) 予定 | 業者の決定 |
| 6月10日(水) | 見積徴収 |
| 6月18日(木) 予定 | 契約締結 |

(2) ヒアリング

- ア 日時 令和8年5月14日(木) 午前10時00分～午後5時のうち指定する30分間
- イ 場所 豊田市役所 西庁舎5階 51会議室(豊田市西町3-60)
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社30分(説明10分、質疑応答20分)のヒアリングを行う。
 - ・出席者は原則3名以内とするが、それ以上の人数を希望の場合は市と協議のうえ決定すること。
 - ・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・説明は、本業務の責任者が提出資料のみで行う。パネル、追加資料等の持ち込みは認めない。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

| | | | |
|-----|---------|-----|------------------------------------|
| 委員長 | 産業部 | 副部長 | 成瀬 剛史 |
| 委員 | 有識者 | | 愛知工業大学 経営学部 特命教授 加藤 里美 |
| | 有識者 | | 豊田公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 木村 美知子 |
| | 有識者 | | 豊田市雇用対策協会 事務局長 山本 学 |
| | 産業人材活躍課 | | 課長 宇佐美 由紀 |

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面8枚以内(表裏紙を含む。ただし、見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本6部)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。提出日時は令和8年4月24日(金)正午までとし、提出先は豊田市役所産業部産業人材活躍課(豊田市西町3-60 西庁舎7階)とする。

(1) 業務経歴

令和2年4月以降の官民間問わず発注の『高等教育関係者又は若年層(大学生・高校生)と企業担当者との接点創出事業の企画・運營業務』・『高等教育関係者向け地元企業PR事業の企画・運營業務』・『若年層(大学生・高校生)向け就労キャリア支援プログラムの企画・運營業務』のうち、履行実績のあるすべての業務実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期

間、業務の概要等)

(2) 業務担当体制

- ・業務担当責任者の資格、経歴、『高等教育関係者又は若年層（大学生・高校生）と企業担当者との接点創出事業の企画・運営業務』・『高等教育関係者向け地元企業 PR 事業の企画・運営業務』・『若年層（大学生・高校生）向け就労キャリア支援プログラムの企画・運営業務』のうち、履行実績のあるすべての業務実績
- ・現場責任者の資格、経歴、『高等教育関係者又は若年層（大学生・高校生）と企業担当者との接点創出事業の企画・運営業務』・『高等教育関係者向け地元企業 PR 事業の企画・運営業務』・『若年層（大学生・高校生）向け就労キャリア支援プログラムの企画・運営業務』の実績

(3) 業務実施方針

実施方針及び具体的な実施方法、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案（実施案）や意見 ※具体的な業務内容は別紙「仕様書」参照

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務実績等（100点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（50点）
- (イ) 業務担当者等の能力（50点）

イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（16点）
- (イ) 本業務への提案や意見（56点）
- (ウ) 工程計画（4点）
- (工) 取組意欲（4点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

ウ 価格点（50点）【事務局評価】

※評価点（550点）＝ア（業務経歴（100点））＋イ（業務実施計画等（80点）×5人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

※価格点は、総合点550点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。

なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点 = 50点 × (最低見積金額 ÷ 見積提示金額)

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（275点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 本契約の履行結果が優良な場合、令和9年度まで教員と企業の接点創出・交流事業業務委託について、本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

| | |
|---|--|
| <p>(1) 資本関係</p> | <p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> |
| <p>(2) 人的関係</p> | <p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> |
| <p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p> | <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> |